

# 医療事故調査委員会に 派遣される**看護の専門家**の役割

2024年12月

公益社団法人 大阪府看護協会

# 医療事故調査制度とは (医療法第六条の10)

2015年10月、「医療事故調査制度」が施行され、当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡或いは死産であって、当該管理者が死亡または死産を予期しなかった場合、医療法第六条に基づき、医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

	医療に起因し、または起因すると疑われる死亡(死産)	左記に該当しない死亡(死産)
管理者が予期しなかった	対象	
管理者が予期した		

# 医療事故調査の流れ



- ・医療機関は、医療事故が発生した場合、まず遺族に説明する
- ・医療事故調査・支援センターに報告
- ・その後、速やかに院内事故調査
- ・医療事故調査を行う際、医療機関は必要な支援を医療事故調査等支援団体に求める
- ・原則、外部の医療(看護)の専門家の支援を受けながら調査
- ・院内事故調査の終了後、調査結果を遺族に説明し、医療事故調査・支援センターに報告する

# 医療事故調査・支援センターとは

- ・医療機関の院内事故調査の報告をした病院などの管理者に対し、情報の整理や分析結果の報告を行う。
- ・医療機関の管理者または遺族から調査の依頼があった場合、調査を実施しその結果を医療機関の管理者および遺族に報告する。
- ・医療事故調査に関する相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行う。
- ・再発防止に向けた普及啓発を行う。

# 医療事故調査等支援団体とは

- ・厚生労働大臣が定める団体

都道府県医師会、**看護協会等の職能団体**、大学病院、各医学学会等

## <支援内容>

- ・医療事故の判断に関する相談
- ・調査手法に関する相談・助言
- ・報告書作成に関する相談・助言
- ・委員会の設置・運営に関する相談・助言
- ・解剖やAi(死亡時画像診断)に関する相談・助言
- ・調査に必要な専門家の派遣

# 医療事故調査委員会とは

- ・医療の安全を確保するために原因究明および医療事故の再発防止に取り組むことを目的とする。
- ・個人の責任を追及するものではない。
- ・調査の中立・公正性、専門性、透明性の観点で、利害関係のない組織より、当該医療事故の領域・分野に精通する専門家を外部委員として招聘する。

# 看護の専門家の役割

- ・事故調査委員会への参加
- ・看護あるいは医療安全の専門家としての見地から、実施された医療の適切性を事前的視点で評価  
(医学的・科学的・経過的に診療記録を読み、病態や死因に関する疑問を明確にする。  
各々の立場から臨床経過や状況に関する検証を行う)
- ・可能な範囲で再発防止策を検討し、有効性を評価
- ・当該医療機関の実情を理解した上でアドバイス(当該病院の規模、機能、医療水準等を考慮し、それらによって可能な範囲の医療があることを理解しておく)
- ・医療事故調査報告書の確認

# 事前準備 I

- ・医療事故調査制度の目的を再確認
- ・医療事故調査委員の役割を再確認
- ・医療事故調査報告書のイメージ(再発防止を念頭に)

## ・参考資料

「研修ワークブック 院内研修のすすめ方」(2023年 日本医師会)

「院内調査の要点」(2024年 日本医師会)

「医療事故の再発防止に向けた提言」

(医療事故調査・支援センター 日本医療安全調査機構)

「医療に起因する予期せぬ死亡又は死産が発生した際の対応」

(日本看護協会)





# 事前準備Ⅱ

## 事務手続き

- ・当該病院より医療事故調査委員会の委嘱依頼状が届く
- ・当該医療事故に関する資料(概要、経過、検査結果等)が届く
- ・医療事故報告書作成の際、氏名や所属施設の公表の可否

# 事前準備Ⅲ

## 医療事故の把握

- ・送付された資料より、事実を**経時的**に整理
- ・不明点は事故調査委員会で確認

## 看護の視点で医療事故を整理

- ・当該病院の**看護管理体制**
- ・当該病院の**教育体制**
- ・当該医療事故に係る**看護職員の経験**
- ・**労働環境や職場環境**等
- ・**一般的な看護水準**と医療事故発生時の看護の実際

# 看護の専門家として

## 病態、臨床経過、死因に関する検証

- ・医学的・経時的に診療録を確認
- ・不明点は事故調査委員会で確認

## 事前的視点評価

- ・医療事故発生時の看護職の能力、患者の状態、職場環境、ルール・手順等、その当時の環境や状況の中で、実施された行為が適切であったかを評価
- ・医療事故後の情報や医療水準の異なる病院を基準にしない